

令和4年度認可保育所の設置・運営法人募集に係る質問事項に対する回答

※順不同

質問1 【施設整備事業の助成について】

市の助成制度はどの程度見込まれるか。

資料1「施設整備事業の助成について」に記載の158,805千円については、令和4年4月現在の国及び市の助成制度に基づき、参考として算出した補助額となっております。(市補助額はこの内数となっております。)

なお、同資料の注意点に記載のとおり、実際の補助額は整備実施時点の国等の助成制度の内容や整備内容等により異なります。

質問2 【配置基準について】

保育士の配置基準について、市独自の配置基準はあるか。

ありません。

質問3 【ICT推進事業について】

開園年度に、保育所等におけるICT化推進等事業の助成を受けることはできるか。

今回の公募において、施設整備に当たって現時点で見込まれる助成制度は、資料1に記載の本体工事費に対する助成のみとなっております。

質問4 【施設整備計画について】

遊戯室は必須か。

「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、医務室、調理室及び便所を設けることとしております。【第34条(4)】

また、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であることとしております。【第34条(5)】

上記のとおり、条例上は遊戯室の設置は義務付けられておりませんが、遊戯室の本来の目的(一斉保育や行事等に使用するため)を考慮し、保育室とは別に独立の遊戯室を設置することが望ましいと考えております。

質問5 【資産等に関する書類について】

社会福祉法人で納税義務が無いが、「非課税であることの申告書」で代用は可能か。
可能です。

質問6 【申請者、事業経営主体に関する書類について】

身分証明書とは何か。

法律上の行為能力を有しているかどうかを証明するもので、本籍地の市区町村長が証明するものです。本籍地がある市区町村の役所で発行されますので、窓口及び郵送請求にてお手続きのうえご準備願います。

質問7 【施設長について】

施設長の要件はあるか。

「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、保育所の長について次のとおり規定しております。

- ・第39条第1項 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
- ・第39条第2項 保育所の長は、市、児童相談所、児童委員等の関係機関と相互に連携して乳幼児の養育及び保護者の支援に努めなければならない。

当該条例の規定に沿って、施設を適切に運営できる者であることが求められます。

また、昭和47年5月17日付け社庶第83号「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」においては、保育所の施設長に求める資格内容として「健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」とされております。

今回の公募においては応募できる法人の種類を問わないとしておりますが、上記通知の趣旨を踏まえ、上記の資格内容に該当する方が望ましいと考えております。